

新潟市潟東農村環境改善センター管理 事業計画書

平成24年12月21日

施設名	新潟市潟東農村環境改善センター		
団体名	潟東地域コミュニティ協議会		
団体所在地	新潟市西蒲区三方1番地		
代表者名	大久保昇	設立年月日	平成18年4月1日
電話番号	0256-86-3123		
FAX番号	同上		
Eメール	<a href="mailto:katacommu@honey.ocn.ne.jp">katacommu@honey.ocn.ne.jp</a>		

経営理念・経営方針

1. 基本方針

当協議会と協議会の構成団体の持つ地域とのつながりを活用し、安全で使いやすい施設管理を行うことにより、農村環境改善センターの利用拡大を図り、農業及び農村地域の健全な発展を目指します。

公共施設としての性格を十分理解し、条例や規則等を遵守するとともに、経費の削減に努めます。

- ① 接遇・個人情報の保護をはじめ、指定管理者として人材育成のため各種の研修会を開催します。
- ② 施設の「使いやすさ・使い勝手の良さ」を追求し利便性の向上を目指します。
- ③ 農村地域の特性を踏まえ、地域に住む人たちが当施設を有効に使用できるよう啓発を行います。
- ④ 施設の効用を最大限発揮できるよう日常の管理に努め、管理経費が節減できるよう努力します。

## 平等利用の確保

- ① 利用の予約申し込み及び申し込み順による利用許可の原則を遵守し、他の利用者が、不満を持つことの無いように平等利用に努めます。
- ② 条例等の定めに従った、適切な施設利用の保持に努めます。

## 新潟市の施策に対する理解

指定管理者制度の導入目的として、民間団体の持つノウハウにより多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応することによる市民サービスの向上があると考えます。

当協議会は、地元の各種団体をはじめ地域住民によって組織された団体であり、農村環境改善センターの設置目的に沿った施設運営を行うために適切な団体です。

また、公の施設の管理運営には、設置条例や地方自治法・個人情報保護条例をはじめとした関係法令、維持管理に関しては労働基準法・消防法等の関係法令の十分な理解と遵守が必要であると考えます。

そのためには、指定管理者として必要な人材の育成が不可欠であり、各種研修会を実施して対応いたします。

## 要望や苦情への対応

利用者から寄せられる要望や苦情には、快適な施設利用の実現のため情報の収集と適切な対応に努めます。また、要望・苦情の内容については、速やかに区役所産業観光課に報告し、情報の共有を行い、対応方法の報告または協議を行います。

トラブル防止のための施設設備の点検整備を行うとともに、接遇研修等の実施により職員の資質向上を図ります

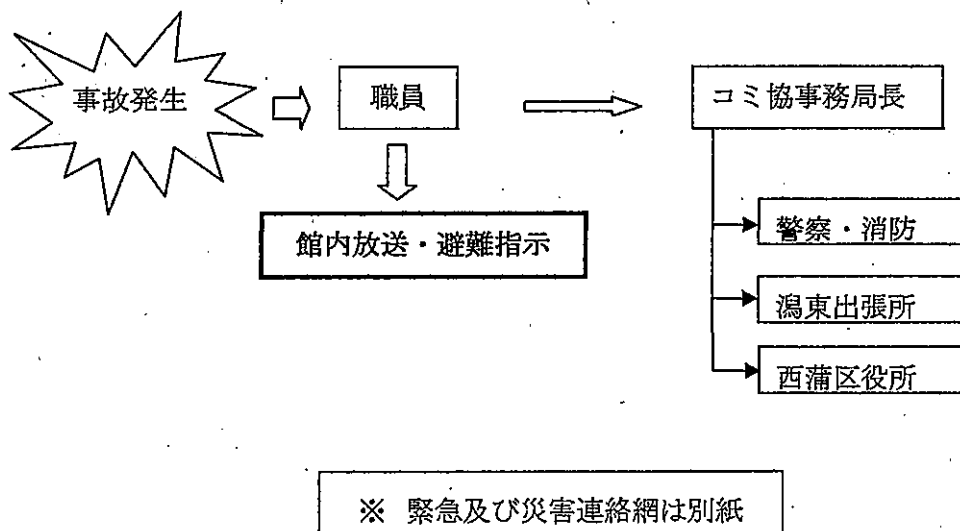
## 利用者の安全確保

日常点検の重要性を理解し、施設利用の安全確認には全力を挙げて徹底を図ります。

- ① 安全点検チェックリストを作成
- ② 設備・機器等の定期的安全点検
- ③ 事故発生時の緊急連絡網の整備
- ④ 消防法による定期点検、避難訓練の実施
- ⑤ 利用者（団体）への「事故防止」啓発

## 災害発生時の対応

災害発生時の対応フロー



### 施設設備の適切な管理

施設の良好な利用環境を確保するため、以下のような点に特に配慮します。

- ① 業務開始前の日常点検
- ② 月1回の定期点検
- ③ 年度末点検
- ④ スタッフ間の情報共有

### 利用率向上への取り組み

利用団体の意見や要望などの情報収集の場として、連絡会や検討会などを開催するとともに、地域コミ協組の豊富なネットワークへの施設利用の働きかけを行う。特に利用機会の増加が見込まれる老人クラブとの連携強化を進めます。

### 従事者の雇用・労働条件

開館時間中は、常駐1名とする。

- 業務仕様書に基づいての開館時間、開館日、および業務内容通りの勤務体制。
- 昼間 8時30分～17時15分 日給6,000円 3人雇用・交替勤務
- 夜間 17時～22時 時給 760円 2人雇用・交替勤務

### 人材育成の取り組み

快適で公平な運用、最小の経費で最大の効果を目指すため、日常業務の記録と内容の検証を行うほか、特に以下のような方法での人材育成に取り組みます。

- 先進類似施設の視察研修
- 接遇マナー研修の開催

### 環境保護の取り組み

環境保護の重要性と公共施設の果たすべき役割を十分理解し、以下の内容に取り組みます。

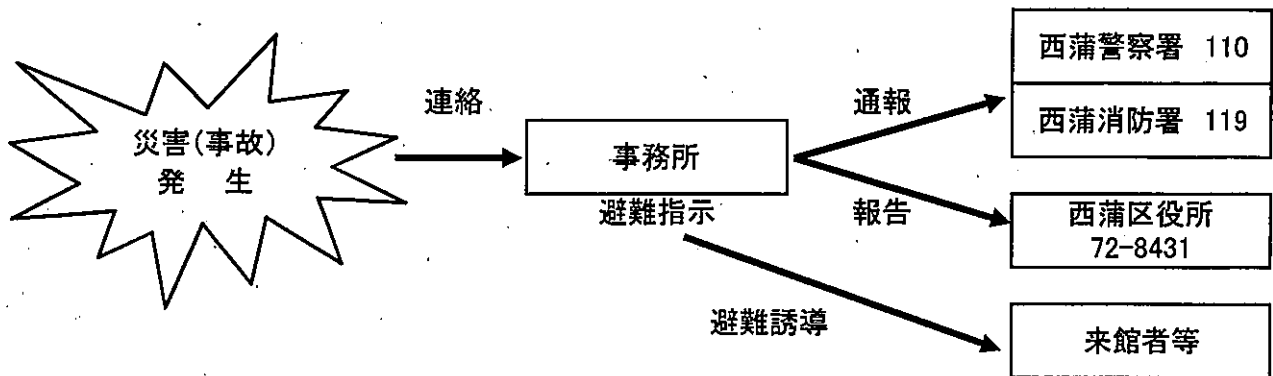
- 市の定める分別の徹底化を図る。
- 利用団体にゴミを出さない事業運営、イベントの啓発

### 個人情報保護の取り組み・関係法令の遵守

個人情報の保護に関する社会的なニーズに対応できるよう、新潟市個人情報保護条例を遵守し個人情報の保護を徹底します。

業務により知り得た情報はみだりに他人に知らせることなく、不当な目的には使用しないことを徹底するため、先進他施設にならって「個人情報保護規定」等を作ります。

1. 災害発生時及び事故発生時の対応



2. 緊急時の連絡体制

【運営管理時間内】

